

コントロールライン飛行機技能証明規定

制定 1978年10月4日
改定 2004年2月17日
第3版 2008年9月20日
第4版 2014年4月 1日
第5版 2018年5月20日
一般財団法人 日本航空協会

1. 目的

この規定は、コントロールライン(以下CLと略す)を介して操縦する模型飛行機の操縦技能について、評価の方法を定め、その操縦を行う者の技能を証明すると共に、合わせて技能向上に対する意欲を高揚し、もって我国における模型航空の普及と発達をはかることを目的とする。

2. 技能証明

2.1 日本航空協会会長は、申請によりCL飛行機の操縦技能の証明を行う。

2.2 技能証明は、技能証カード（D級は技能証明書を含む）および記章を交付することで行う。技能証カード、技能証明書及び技能記章の様式は別表1-1、1-2、1-3に示す。

3. 技能証明の種類

3.1 技能証明は次の5種類とする。

- 1) A級：初歩的な操縦技能と安全知識の証明（技能証カード）
- 2) B級：基礎的な操縦技能と安全知識の証明（技能証カード、記章）
- 3) C級：標準的な操縦技能と安全知識の証明（技能証カード、記章）
- 4) D級：高度な操縦技能と安全知識の証明（技能証カード、技能証明書、記章）

4. 申請資格

4.1 1) 航空スポーツ登録の模型飛行士登録者であること。

2) 本規定3.1に定める各級について同5に定める実技試験により合格判定を受けていること。

3) B級以上の各級については低次の各級に合格していること。

4.2 日本航空協会会長の認める者は、4.1に定める資格にかかわらず技能証明の申請を行うことができる。

5. 技能試験

5.1 日本航空協会会長は、技能証明を行う場合は申請者が必要とする技能を有するかどうか判定するため、試験を行わなければならない。

5.2 各級の詳細は別表に示す。

5.3 技能試験は日本航空協会会長が認定した試験員の監督と立会いの下で行わなければならない。

5.4 技能試験の合否の判定および試験成績の証明は、試験員が「CL飛行機技能試験合格証明書」に記

入、署名、捺印することにより行う。

5.5 試験員はすみやかに「C L飛行機技能証試験報告書」を提出することによって、試験結果を日本航空協会会長に報告しなければならない。

6. 試験の免除

6.1 日本航空協会会長は技能証明の申請者が技能試験に定める技能について、同等以上の能力を有すると認められる時は、5.2 に定める技能試験の全部または一部を省くことができる。

7. 技能証交付申請手続

7.1 技能証の交付を申請するものは、C L飛行機技能証明申請書(用紙の下半分は試験員が記入、署名、捺印する「C L飛行機技能試験合格証明書」と申請者が記入する「練習課程修了報告書」が付いている。)に必要事項を記入し、署名、捺印の上、日本航空協会会長に提出しなければならない。

7.2 「C L飛行機技能証明申請書」を提出する者は、日本航空協会に定められた申請料を納めなければならない。

7.3 技能証明の再交付を申請する者は、日本航空協会に所定の必要事項、並びに再交付を必要とする理由を記し、署名、捺印の上、日本航空協会に会長に提出しなければならない。

7.4 再交付を申請する者は、7.2 に定める申請料と同額の再発行料金を日本航空協会に納めなければならない。

8. 受験料

8.1 受験者は原則として、技能試験に関する費用を全て負担しなければならない。但し、費用の全て、または一部について免除される場合はこの限りではない。

8.2 受験料は各級それぞれにつき1000円とする。

9. 罰則

9.1 この規定に反し、または不正な行為、手段によって技能証の交付を受けた者は資格ならびに成績を取り消され、その技能証をただちに返納しなければならない。

9.2 上記項目に該当した者は2年間、技能証明の受験、申請、交付を受けることができない。

9.3 日本航空協会会長は、技能証を受けた者がC L飛行機の操縦やそれに関する活動をするにあたり、スポーツ精神に反した行動や重大な過失を犯す等の行為を認めた場合は、技能証の取り消し、または1年以内の期間を定めて技能証明の停止、もしくは制限を行うことができる。

10. その他

10.1 技能試験の運営と安全管理は試験会の主催者が行わなければならない。

コントロールライン飛行機技能証A級規定

1. 課題

単独で安全を確認してエンジン（電動の場合はモーター）の始動を行い、A級規定に定められた試験科目を正しく行なえること。

2. 受験資格

模型飛行士登録を行った者。

3. 試験科目（下記に示す9項目）

- 3.1 引張試験（機体重量の10倍の引張試験荷重に耐えること）
- 3.2 飛行準備（飛行に必要な準備および点検）
- 3.3 飛行に際しての安全確認と風向、風速の確認）
- 3.4 出発（コントロールハンドルおよび操舵の確認、ハンドストラップの装着を含む）
※エンジンおよびモーターはパイロットが始動させなければならない。
- 3.5 離陸
- 3.6 水平飛行（高度は1 m以上3 m以下で安定していること）
- 3.7 急上昇（30度以上の角度で上昇させること）
- 3.8 急降下（30度以上の角度で降下させること）
- 3.8 着陸（転覆しないこと、但し、地面が不規則な場合を除く）
- 3.9 撤収（速やかな撤収ができること）

4. 合格基準

合否の基準は2名の審査員が共に上記の試験科目について十分な技量に達している事を認めた場合とする。

5. 不合格

得点が合格基準に達している場合でも、ハンドストラップを装着せずに飛行を行なった場合や危険と認められる行為を行った場合、落下物などが認められた場合等は不合格とする。

6. 取得資格

A級の技能試験に合格した者は技能試験B級の受験資格を得ることができる。

コントロールライン飛行機技能証B級規定

1. 課題

B級規定に定められた試験科目を正しく行ない、確実に飛行機の姿勢をコントロールできること。

2. 受験資格

技能試験A級に合格した者。

3. 試験科目

日本模型航空連盟C.L委員会制定「第3種競技規定」とする。

4. 採点基準

採点は原則として0.1点刻みで行なう。但し、試験会開催者の判断で0.5点もしくは1点刻みの採点をする場合は事前に受験者に通知すること。

5. 合格基準

可否の基準点は2名の審査員の総得点（各科目の満点は10点）の50%とする。但し、各審査員の得点の中で、5点未満の科目が2科目以上あった場合や4点未満の科目が1科目以上あった場合は不合格とする。

6. 不合格

得点が合格基準に達している場合でも、ハンドストラップを装着せずに飛行を行なった場合や危険と認められる行為を行った場合、落下物などが認められた場合等は不合格とする。

7. 取得資格

B級の技能試験に合格した者は技能試験C級の受験資格を得ることができる。

コントロールライン飛行機技能証C級規定

1. 課題

C級規定に定められた試験科目を正しく行ない、確実に飛行機の姿勢をコントロールできるだけでなく、風向や風速などの変化に柔軟に対処できること。

2. 受験資格

技能試験B級に合格した者。

3. 試験科目

日本模型航空連盟C.L委員会制定「第2種競技規定」とする。

4. 採点基準

採点は原則として0.1点刻みで行なう。但し、試験会開催者の判断で0.5点もしくは1点刻みの採点をする場合は事前に受験者に通知すること。

5. 合格基準

可否の基準点は2名の審査員総得点（各科目の満点は10点）の50%とする。但し、各審査員の得点の中で、5点未満の科目が2科目以上あった場合や4点未満の科目が1科目以上あった場合は不合格とする。

6. 不合格

得点が合格基準に達している場合でも、ハンドストラップを装着せずに飛行を行なった場合や危険と認められる行為を行った場合、落下物などが認められた場合等は不合格とする。

7. 取得資格

C級の技能試験に合格した者は技能試験D級の受験資格を得ることができる。

コントロールライン飛行機技能証D級規定

1. 課題

D級規定に定められた試験科目を正しく行ない、確実に飛行機の姿勢をコントロールできるだけでなく、風向や風速などの変化に柔軟に対処できるとともに日本選手権などの競技会に参加できるだけの技能を有すること。

2. 受験資格

技能試験C級に合格した者。

3. 試験科目

日本模型航空連盟CL委員会発行「FAI F2B曲技規定」とする。

4. 採点基準

採点は原則として0.1点刻みで行なう。但し、試験会開催者の判断で0.5点もしくは1点刻みの採点をする場合は事前に受験者に通知すること。

5. 合格基準

可否の基準点は2名の審査員の総得点（各科目の満点は10点）の60%とする。但し、各審査員の得点の中で、6点未満の科目が2科目以上あった場合や5点未満の科目が1科目以上あった場合は不合格とする。

6. 不合格

得点が合格基準に達している場合でも、ハンドストラップを装着せずに飛行を行なった場合や危険と認められる行為を行った場合、落下物などが認められた場合等は不合格とする。

7. 取得資格

D級の技能試験に合格した者は模型航空日本選手権F2B曲技種目への参加資格を得ることができ。